

平塚市高齢者福祉計画
(介護保険事業計画[第9期])

令和6年度～令和8年度
(2024年度)(2026年度)

令和6年3月
平塚市

計画の策定にあたって

平塚市では、「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまちひらつか」の実現を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で元気に日常生活を送ることができるまちづくりに取り組んでいます。これまで、健康寿命を延ばすために高齢者の健康増進・介護予防の取り組みを拡充するほか、家族介護者支援や医療介護連携、施設等の基盤整備などを進め、地域福祉の充実に努めてきました。

令和 22 年（2040 年）には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者の人口はピークを迎えます。今後、これを見据えて、壮年期からアクティブシニア、支援が必要な高齢者に至るまで、すべての高齢者が安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、市内で構築してきたつながりを支援し、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。

これを踏まえ、このたび「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第 9 期〕）」を策定しました。今期は、基幹型地域包括支援センターを新設し、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う高齢者よろず相談センターの後方支援などを進め、複雑化する地域課題を早期に発見して適切な支援につなぎます。また、近年の災害発生状況を踏まえ、市内各介護関係事業所などへの災害に対する備えの取り組み支援や連携強化を通して、安心・安全の確保にも力を入れます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントで御意見や御協力を賜りました多くの市民の皆様、関係者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

平塚市長 落合克宏

目次

第 1 章 計画について	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 計画が果たす役割.....	2
3 計画の進行管理と評価.....	7
4 計画の策定体制.....	8
第 2 章 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの姿と本計画の方向性...	11
1 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの将来像.....	11
2 本計画の基本理念.....	12
3 基本目標.....	16
第 3 章 施策の展開	28
基本目標 1 健康で生きがいに満ちた暮らし.....	31
基本目標 2 住み慣れた地域で安心のある生活.....	48
基本目標 3 いのちと権利を見守る地域社会.....	76
基本目標 4 人に寄り添う介護サービス.....	85
第 4 章 計画期間における介護サービス量等の見込み	93
1 第 1 号被保険者数及び要介護認定者数の推計.....	93
2 介護給付・介護予防サービスの量の見込み.....	96
3 介護給付費等の見込み.....	107
4 介護保険料の見込み.....	111
5 介護保険以外の一般福祉サービス.....	114
資料	115

第1章 計画について

1 計画の策定趣旨

我が国では、令和22年(2040年)に高齢者数がピークを迎え、現役世代の急激な減少、高齢者の介護・医療ニーズの増大が見込まれています。そうした将来を見据え、介護や医療のサービス提供者、地域活動等の地域資源の状況等、地域の実態に応じた「地域包括ケアシステム」の深化と推進が重要となっています。また、高齢期を、生きがいをもって楽しみ、安心して暮らすためには、地域において、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や各種の生活支援・介護予防、医療、介護等の活動の持続可能性を高めしていく必要があります。

こうした中、本市では、高齢者福祉の推進及び介護保険制度の充実に向けて、「平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])」(令和3年度~令和5年度)(以下「第8期計画」といいます。)における各施策について検証を行うとともに、中・長期的な視野に立ち、市民ニーズや社会的な要請を踏まえ、「平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第9期])」(以下「本計画」といいます。)としてまとめました。

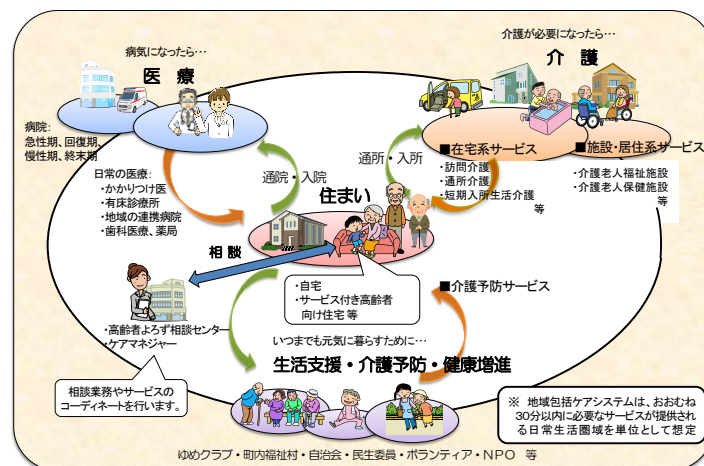
今後の高齢者を取り巻く状況も見据えながら、本計画に沿って、「地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進することにより、基本理念である「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を目指します。

地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムは、重度な介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」を中心に、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」を一体的に提供するための体制です。

この体制は、概ね30分以内でかけつけられる生活圏内で提供されることを目指しており、地域の自主性や特性に応じて作り上げ、継続していくことが求められています。

地域包括ケアシステム概念図



出典:厚生労働省(一部平塚市版として変更あり)

2 計画が果たす役割

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、①老人福祉事業の量の目標を定めるほか、②老人福祉事業の量の確保のための方策を定める市町村老人福祉計画としての意義を有します。

さらに、介護保険法第 117 条の規定に基づき、①介護給付等のサービスの種類ごとの量及び費用額の見込み、②地域支援事業の量及び費用額の見込み、③介護給付等のサービスの種類ごとの見込量及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、④介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、⑤予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項などについて定める市町村介護保険事業計画としての意義も有するほか、3 年を 1 期とする計画を定めることとされています。

なお、この 2 つの計画は、その内容において密接な関連性を持つものであることから、これを一体のものとして策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

(2) 総合計画との整合

本市では、市政運営の総合的指針として、また、最上位の行政計画として令和 6 年度から令和 13 年度までの 8 年間で計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」を策定しています。

この総合計画は、これまで取り組んできた施策の成果を点検・検証し、国の動向や社会経済情勢などの視点を踏まえたほか、SDGs(持続可能な開発目標)との関連を整理しており、市政運営を総合的に進めていくための分野別施策と特に力を入れて取り組むべき重点戦略で構成しています。

本計画では、総合計画の分野別施策 5 つの柱のひとつ「健康、福祉」と、重点戦略の 4 つの柱のひとつ「高齢者の想いに寄り添う環境づくり」を踏まえ、高齢者福祉施策を推進します。

総合計画の分野別施策と重点戦略

<重点戦略>

重点戦略1 子どもを育む環境づくり

重点戦略2 活気あふれる産業づくり

重点戦略3 高齢者の想いに寄り添う環境づくり

3-(1) 健康で元気に活躍する

3-(2) 住み慣れた地域の暮らしを支援する ※関連部分を抜粋

3-(3) 権利擁護を推進する

重点戦略4 安心・安全で快適なまちづくり

<分野別施策>

分野1 子ども・子育て、教育

分野2 健康、福祉

2-③ 高齢者福祉を充実する ※関連部分を抜粋

分野3 共生、文化芸術、スポーツ

分野4 安心・安全、都市基盤、交通

分野5 産業、雇用、環境

(3) SDGs (持続可能な開発目標) に向けた取組

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月に国連で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17 の目標・169 の個別目標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画では、高齢者のさまざまな活躍を支援するほか、健康寿命を延ばす取組の推進、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組むことによって、SDGs (※) の達成につなげていきます。

※本計画との関連目標：目標 3・目標 8・目標 10・目標 11・目標 16・目標 17

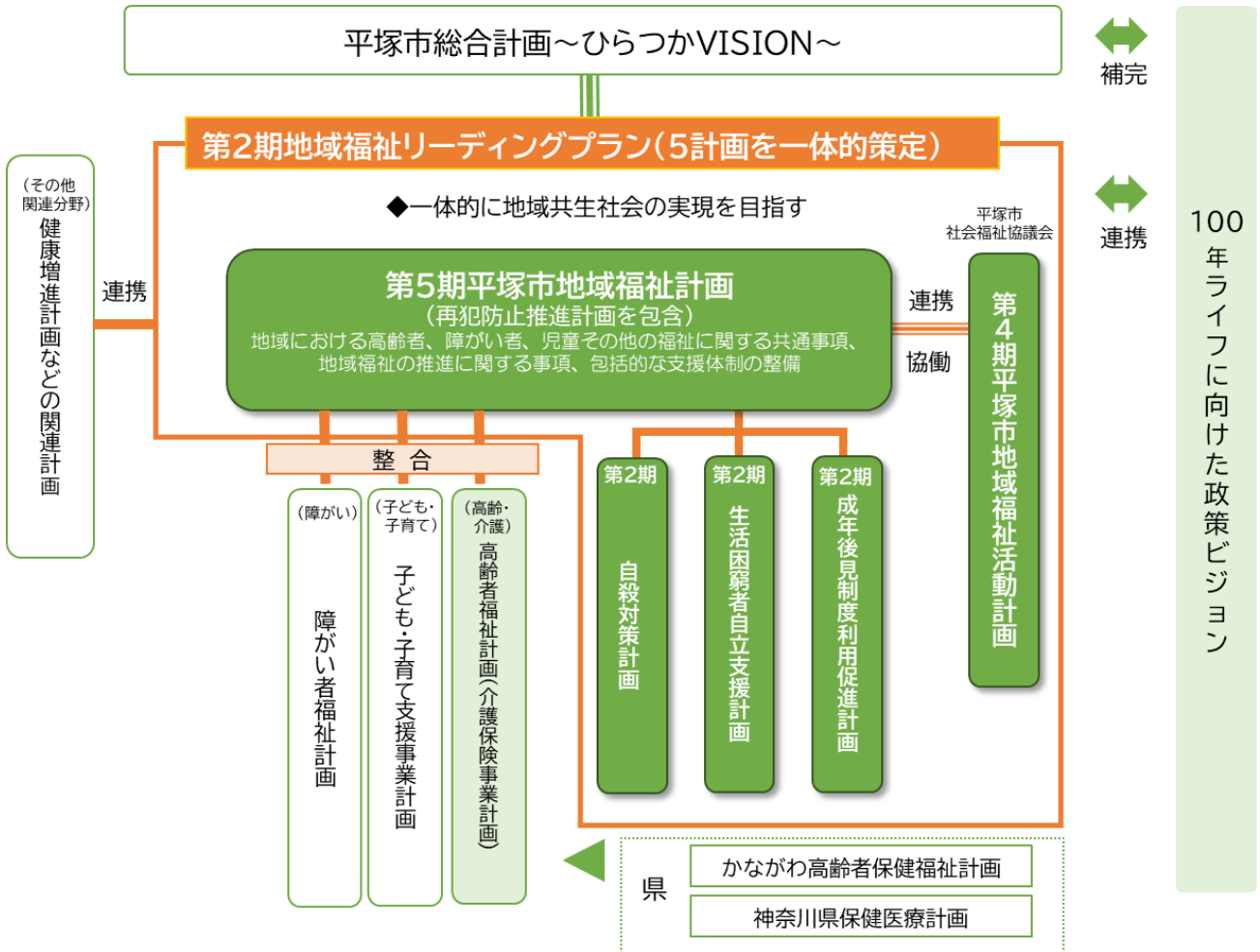


(4) 関連計画との関係

社会福祉法の改正 (平成 30 年 4 月施行) により、地域福祉計画が本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すとともに、地域における福祉をリードする計画として位置付けられました。本市では、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」の 5 つの計画を「第 2 期平塚市地域福祉リーディングプラン」(計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度)として一体的に策定しています。

地域社会において、お互いを尊重し認め合い、そして支え合うことで、孤立せずに住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができる社会 (地域共生社会) を実現するために、住民一人ひとりが、相手も自己も尊重しながら、自身の力を発揮していきいきと自分らしく輝ける「地域共生力」の高い地域づくりを目指した「第 2 期平塚市地域福祉リーディングプラン」を本計画の上位計画と位置付け、一人ひとりが輝きながら安心できる未来を創る共生のまちづくりに向け、本計画では地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることとします。

なお、本計画は、平塚市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険給付の円滑な実施を図るため、将来における高齢者及び高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、施策の考え方及び目標を定めるものであり、その他庁内関連計画等との調和を図り策定しています。



(5) 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、介護保険制度のもとの9期目の計画となります。

なお、国の基本指針では、第6期計画以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、中長期的な介護サービス基盤を計画的に整備することとしています。

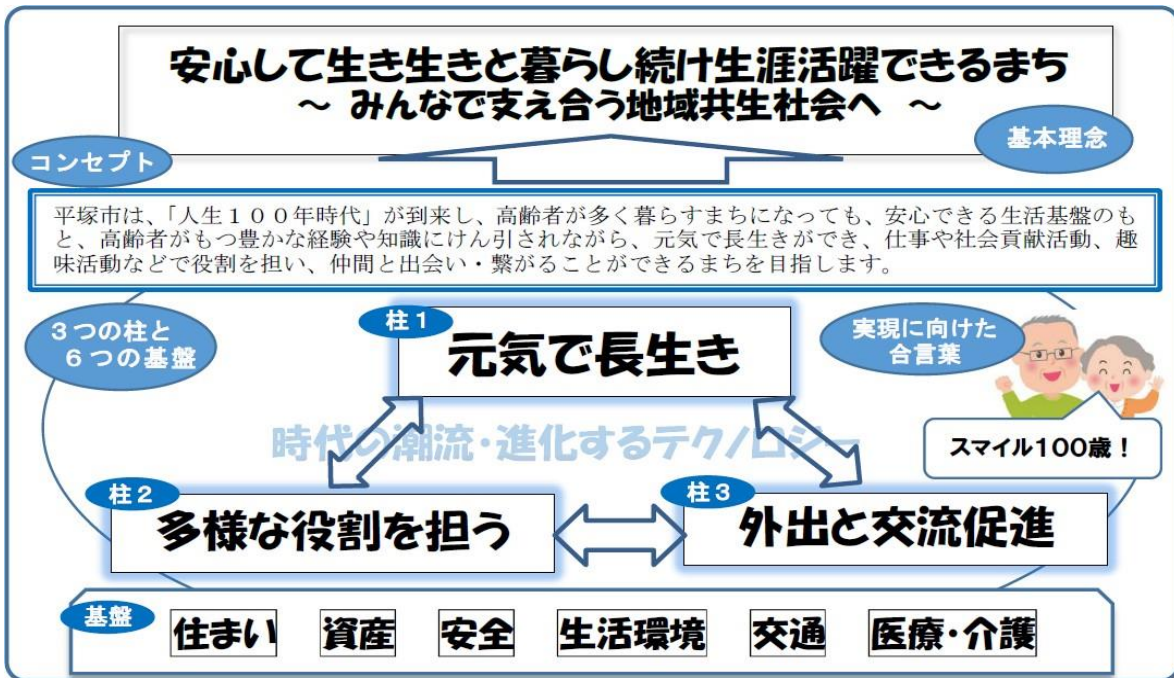
	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
総合計画	→			平塚市総合計画～ひらつかVISION～					
地域福祉リーディングプラン	第1期			第2期					
高齢者福祉計画 (介護保険事業計画)	第8期			第9期			第10期		

100年ライフに向けた政策ビジョン

100年ライフに向けた政策ビジョン

平塚市では、「人生100年時代の到来」にあたり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を目途に、壮年期からアクティブシニア、支援の必要な高齢者に至るまで「安心して生き生きと暮らし続け生涯活躍できるまち」を基本理念とする、「100年ライフに向けた政策ビジョン」を令和2年3月に発表しました。本ビジョンは中長期の観点に立った施策の方向性を示し、「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」を補完するとともに、本計画及び「第2期平塚市地域福祉リーディングプラン」との連携を図ります。

～スマイル100歳へ 40歳(壮年期)からの第一歩～



「3つの柱」と柱を支える「6つの基盤」ごとに課題と改善の方向性を整理し、【40歳(壮年期)から】【アクティブシニア】【支援が必要な高齢者】の3つの状況から、目指すべき将来像と今から進める取組の方向性を示します。

柱1 元気で長生き

できるだけ元気でいられる期間を延ばし、充実した100年ライフを送ることができるよう、早い段階から、健康寿命の延伸に向けた取組が求められます。

柱2 多様な役割を担う

仕事や趣味、社会貢献など様々な場面で自分らしく役割を担い続けることができるよう、知識・技術の習得等、自分磨き(準備)をしておく必要があります。

柱3 外出と交流促進

いつまでも人とつながり、居場所を確保しながら、社会性や心身の健康を維持していくことができるよう、ニーズに応じた外出と交流の促進が求められます。

基盤 住まい、資産、安全、生活環境、交通、医療・介護

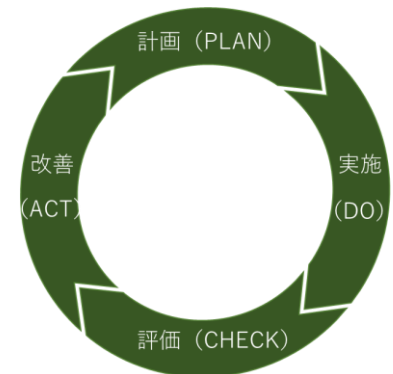
住まい、道路のバリアフリー化、買い物時等の移動、資産管理や犯罪、災害への対応、在宅生活を支える医療・介護サービスの充実など、生活基盤上の様々な課題について、進化するテクノロジーや支援体制等を活用しながら対応していくことが求められます。

3 計画の進行管理と評価

(1) 本計画の進行管理

本計画では、4つの基本目標の達成を目指して各事業を着実に実施し、また、その内容等を継続して評価・検証することで、より高い効果を求めます。

具体的には、各施策の事業実施状況を毎年把握し、達成度合いを確認して評価を行います。



(2) 成果指標設定及び評価

成果指標を設定した基本目標について、可能なかぎり年度ごとに目標値の達成状況を確認し、事業の効果について、分析及び評価を行います。評価結果に関しては、次期計画（平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）[第10期]）に反映させるよう努めます。

(3) 活動指標設定事業の評価

活動指標を設定した事業については、年度ごとに実績を取りまとめ、事業の効果等について分析及び評価を行います。その他の事業についても、年度ごとに実施状況を把握します。

なお、評価結果に関しては、翌年度事業に反映させるよう努めます。

(4) 計画の評価

本計画の評価は、附属機関である平塚市介護保険運営協議会、平塚市地域包括支援センター運営協議会、平塚市在宅医療介護連携推進協議会及び平塚市成年後見制度利用促進協議会において、それぞれの専門的な立場から意見を聴取・集約し次期計画に反映します。

4 計画の策定体制

(1) 高齢者等の実態調査の実施

高齢者の実態を把握し計画に反映させるために、介護サービス利用者を始めとする市民や介護サービス提供事業者を対象にアンケート方式による調査を行いました。

平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第9期])調査

調査名	一般高齢者調査	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	令和4年9月現在、市内にお住まいの65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方	令和4年9月現在、市内にお住まいの65歳以上の方で、要介護認定において、要支援1・要支援2に該当している方、要介護認定を受けていない方、地域包括支援センターにて基本チェックリストを行った方で事業対象者となった方	市内にお住まいで要支援・要介護認定を受け、在宅で生活をしている方で、更新申請または、区分変更申請に伴う訪問調査を受けた方
配付数	1,500人	7,020人	—
有効回答数	991人	4,661人	514人
有効回答率	66.1%	66.4%	—
調査名	要介護等認定者調査	特別養護老人ホーム 入所希望者調査	介護サービス事業所調査
調査対象	令和4年9月現在、市内にお住まいの65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活をしている方	令和4年9月現在、市内にお住まいの65歳以上の方で、特別養護老人ホームにお申込みをされている方	市内に所在する介護保険サービス事業を提供する事業所(一部サービスを除く。)
配付数	1,500人	285人	366事業所
有効回答数	913人	147人	246事業所
有効回答率	60.9%	51.6%	67.2%

(2) 附属機関からの意見聴取

幅広い意見、専門的視点からの意見を聴取し市政に反映させるため、市民代表などが参加する計画内容に係る事項に関する附属機関を条例に基づき設置しています。

本計画では、平塚市介護保険運営協議会、平塚市地域包括支援センター運営協議会、平塚市在宅医療介護連携推進協議会及び平塚市成年後見制度利用促進協議会において、それぞれ意見を聴取し策定を進めました。

(3) 市民への周知と意見聴取

本計画に市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集のためのパブリックコメントを令和5年12月1日から令和6年1月4日まで実施しました。

パブリックコメントの実施について「広報ひらつか」及び本市ホームページにより周知を図り、公民館、図書館及び福祉会館等の公共施設やホームページで内容閲覧の上、郵送、持参、ファックス、電子メールの方法により意見募集を行いました。

ア 意見提出者数 7 者

イ 意見数 19 件

ウ 意見内容による分類

項目		件数（件）	
第1章	2 計画が果たす役割	1	
第2章	1 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの将来像	1	
	3 本計画の取組方針	1	
	4 基本目標	4	
第3章	(2) 基本施策	1	
	基本目標 1	1 健康長寿へのチャレンジ	1
	基本目標 2	1 地域ネットワークの充実	1
		2 医療・介護連携の推進	2
		3 認知症支援策の推進	3
		4 高齢者生活支援体制の構築	1
	基本目標 3	3 災害に対する取組の推進	3
合計		19	

第1章 計画について

(4) 庁内の策定体制

高齢者の多様なニーズに応え、地域の社会資源を活かした計画を策定するため、関係機関及び庁内の各課の職員で構成する部会を立ち上げ、様々な視点と立場から、活発な意見交換を行いました。

総合事業／介護予防部会	主管課	地域包括ケア推進課
	関係課	高齢福祉課、介護保険課、福祉総務課、保険年金課、健康課
	関係機関	平塚市生きがい事業団
	検討内容	健康長寿へのチャレンジ、生涯現役社会における生きがいづくりの推進 等
認知症／権利擁護部会	主管課	高齢福祉課
	関係課	地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課
	検討内容	認知症支援策の推進、高齢者生活支援体制の構築、孤独死の防止に向けた取組の充実、権利擁護事業の充実 等
地域包括ケア／医療介護連携推進部会	主管課	地域包括ケア推進課
	関係課	高齢福祉課、福祉総務課
	関係機関	平塚市社会福祉協議会
	検討内容	医療・介護連携の推進、地域ネットワークの充実、高齢者生活支援体制の構築 等
介護人材部会	主管課	介護保険課
	関係課	高齢福祉課、地域包括ケア推進課、産業振興課
	関係機関	ハローワーク平塚、平塚市社会福祉協議会、株式会社ツクイ
	検討内容	介護保険事業の円滑な実施 等
介護施設等検討部会	主管課	介護保険課、高齢福祉課
	関係課	地域包括ケア推進課、建築住宅課
	検討内容	介護サービス提供基盤整備、高齢者居住安定確保の推進等 等